

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1922

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

インボイス登録後

消費税申告をはじめとする方

令和5年10月1日以降からインボイス登録（免税事業者だった方）した方は、消費税の確定申告をしなければなりません。

インボイス登録日以降の売上を月別でわかるように記帳しましょう。（10月以降インボイス登録をした方は収支計算書の合計金額だけでは消費税の計算はできません）



非課税売上有る場合もありますので、非課税売上もわかるように記帳しておきましょう。

営業用資産（車両・機械・工具）の譲渡があった場合も消費税申告の対象となります。

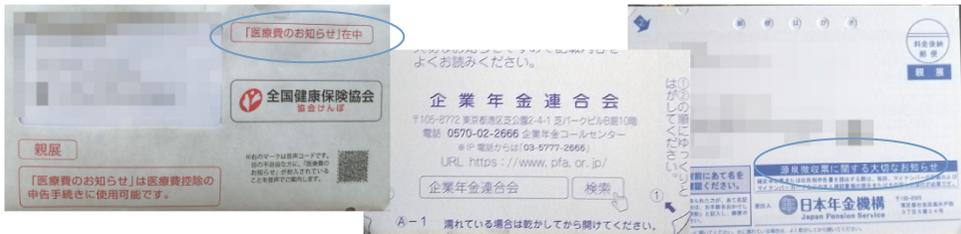
知り合いの業者で「どーしょよば」と悩んでいる方がいましたら「そーせば民商いげ」とご紹介ください。

確定申告にむけ

各種書類の確認を！

- 健康保険の証明書（国保等）
- 国民年金控除証明書
- 生命保険控除証明書（生命・年金）
- 地震保険控除証明書（長期損害・地震）
- 源泉徴収票（給与・年金）
- 医療費の証明書（確認できる通知書・領収書）
- 住宅借入金控除（金融機関残高証明書・申告書）
- 生命保険（満期になった場合・通知書）

事業用資産を売却した方も所得税の申告や消費税の申告（消費税の課税事業者）が必要になる場合もあります。



確定申告書への收受印廃止

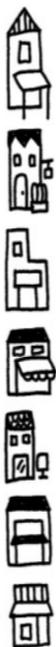
1月4日、国税庁が確定申告書に收受日付印の廃止することを発表しました。（令和7年1月より）全商連は16日、国税庁に收受印の継続を要求しました。

申告書の收受印は融資や補助金、保育園入所など行政手続きで控えが使われています。（行政・金融機関等には收受印の廃止の周知はすすめている）



全商連は「納税者が求めれば押捺するべき」と強く訴えました。国税庁は「実施まで約1年ある。要請については持ち帰らせていただく」と述べました。

● 阿賀野市の3・13重税反対統一行動では毎年集団で申告書を提出していますが、申告書控えには收受印はないので、あまり心配してない方が多いかもしれませんが、他の集団申告では税務署で押捺してもらっているところが多いようです。



能登半島地震の当面の支援について

全商連より、支援について連絡がありました。物資については現地購入できる状況になっていることから、当面は、災害支援募金の取り組みへのご協力が必要となります。ご協力をお願いします。

民商でも募金箱を準備中です。

労働保険3期分について

口座振替・現金納付は左記のとおりとなります。
口座振替 1月31日
現金納付 1月31日まで

年末調整納付・提出日

● 納期特例事業者 1月22日まで納付
法定調書合計表・総括表・給与支払報告書
1月31日まで

